

建設経済常任委員会記録【未校正速報版】

○招集日時 令和6年 3月12日(火) 午前10時00分

○招集場所 議事堂大会議室

○出席委員

委員	長	海東一弘
副委員	長	染谷和博
委員		石井めぐみ
〃		細谷典男
〃		佐藤隆治
〃		入江洋一
〃		赤羽直一
〃		加増充子

○欠席委員 なし

○出席説明員

総務部長	鈴木文江
財政部長	田中英樹
まちづくり振興部長	野口昇
建設部長	前野拓
都市整備部長	浅野和生
会計管理者	石塚幸夫
財政課長	海老原輝夫
農政課長	染谷久
環境対策課長	印藤智徳
産業振興課長	数藤弘人
管理課長	飯竹永昌
道路建設課長	榎根本嗣郎
排水対策課長	飯塚稔
水とみどりの課長	蛭原一雄

都 市 計 画 課 長	大 久 保 益 雄
建 築 指 導 課 長	田 中 健 士
中 心 市 街 地 整 備 課 長	中 村 有 幸
区 画 整 理 課 長	稲 葉 克 彦
農 業 委 員 会 事 務 局 長	浜 野 彰 久
消 防 本 部 予 防 課 長	満 健 一
財 政 課 副 参 事	谷 池 公 治
環 境 政 策 室 長	大 隅 正 勝
火 葬 場 組 合 事 務 局 担 当 副 参 事	牧 野 孝 浩
都 市 政 策 推 進 室 長	中 村 大 地
管 理 課 副 参 事	山 田 哲 也
排 水 対 策 課 副 参 事	仁 杉 繁 隆
産 業 振 興 課 長 補 佐	秋 田 諭
管 理 課 長 補 佐	今 井 正 人
排 水 対 策 課 長 補 佐	柳 博 臣
環 境 対 策 課 長 補 佐	岡 田 崇
都 市 計 画 課 長 補 佐	高 橋 恭 平
建 築 指 導 課 長 補 佐	押 山 晶 子
中 心 市 街 地 整 備 課 長 補 佐	木 野 本 尚 希
区 画 整 理 課 長 補 佐	中 野 潤 一
消 防 本 部 予 防 課 長 補 佐	飯 田 美 登 里
産 業 活 性 化 推 進 室 長	鴨 川 幸 子
議 会 事 務 局 長	吉 田 文 彦
議 会 事 務 局 係 長	永 井 宏 幸

○職務のため
出席した者

○付託事件

議案第15号 取手市営住宅条例の一部を改正する条例について
議案第16号 取手市建築基準条例の一部を改正する条例について

議案第17号 取手市手数料条例の一部を改正する条例について

議案第18号 市道路線の認定について

議案第19号 市道路線の変更について

議案第20号 市道路線の廃止について

議案第23号 令和5年度取手市一般会計補正予算（第12号）（所管事項）

議案第24号 令和5年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第4号）

議案第28号 令和5年度取手市競輪事業特別会計補正予算（第1号）

議案第30号 令和6年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算

議案第34号 令和6年度取手市競輪事業特別会計予算

○調査事件 所管事務調査（令和5年度第2回市民との意見交換会におけるご意見・ご要望の調査について、その他）

○審査の経過

午前10時01分開議

○海東委員長 ただいまの出席委員数8名。定足数に達していますので会議は成立します。ただいまから、建設経済常任委員会を開会します。

次に、本日の会議の映像は、市議会ユーチューブサイトでライブ配信します。また、配信は通常の固定カメラによる動画配信のほか、全方位カメラを使った360度の動画配信を行います。そのため、市議会ユーチューブサイトから2種類のライブ配信映像を御覧いただけます。

それでは、審査を行います。当委員会の審査順序は、サイドブック스에登載したとおりです。

委員各位に申し上げます。一般会計補正予算に対する質疑及び付託議案外質疑について事前通告すること、また一般会計補正予算に対する質疑への答弁を聞いて、疑問が残った委員からの疑問を深める質疑を認めます。さらに質疑は一問一答とし、1議題につき質疑のみで5分間です。質疑時間残り1分でベルを1回、質疑時間終了でベルを2回鳴らしますので、御承知おき願います。また、発言は簡単明瞭に、発言者は挙手し、委員長の指名の後、発言するようお願いいたします。

執行部の皆さんに申し上げます。委員に対する最初の答弁の際、冒頭に部署名と名前を述べてから答弁に入ってくださいようお願い申し上げます。

最後に、質疑の内容として、各課カウンターで聞くことのできる、分からないから、軽微な確認など、質の低い質疑は厳に慎んでいただき、真の質疑を行うようあらかじめ申し上げます。

それでは、議案第 15 号及び議案第 16 号を一括議題といたします。本件につきましては、2月 26 日にオンラインにより詳細な説明が行われています。

お諮りします。本件について説明を省略することに、賛成の委員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○海東委員長 賛成多数です。よって、議案第 15 号及び議案第 16 号につきましては、説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○海東委員長 なしと認めます。以上で、議案第 15 号及び議案第 16 号についての質疑を打ち切ります。

それでは、議案第 17 号から議案第 20 号までを一括議題といたします。本件につきましては、2月 26 日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りします。本件について、説明を省略することに、賛成の委員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○海東委員長 賛成多数です。よって、議案第 17 号から議案第 20 号までにつきましては、説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

加増委員。

○加増委員 17 号について、伺います。ここには提案理由には書いてあるんですけども、新たに「手数料の新設を行う等所要の措置を講ずるほか、長期優良住宅建築等計画等認定申請における手数料の額を改定します」ということなのですが、具体的にお示しいただけますか。

○海東委員長 田中課長。

○田中建築指導課長 建築指導課の田中でございます。お答えいたします。今回の手数料条例の改正につきましては、大きく三つの項目がございます。一つは建築基準法の一部改正によるものです。建築基準法には、建築時には適法に建てられた建物であっても、後から法律のほうが変わって現行の基準に適合しなくなる場合がございます。その場合は、既存不適格建築物とあって、直ちに既存遡及をするのではなく、増改築・大規模修繕の際に建物全体を現行基準に適合させる必要がございます。今回、建築物の省エネルギー性能を高めるために大規模修繕を行いたいが、建築物全体を現行基準に適合させることが困難で、省エネ改修自体を断念せざるを得ないことが起こり得るため、接道義務、道路内建築制限について、特定行政庁が交通上、安全上、防火上、衛生上支障がない場合、——支障がないと認めた場合、特例の認定がすることができる法改正が行われました。その認定申請手数料を新設するものです。

2 点目が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律が改正されまして、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律と法律名が変わりました。その辺の所要の整理を行うものです。

三つ目が、長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の額の改定になります。茨城県内を

含め——内外含めた所管行政庁の比較を踏まえて、今回改正を行うものです。長期優良住宅の認定のほとんどが一戸建ての住宅の新築で、確認書等が添付されたものになりまして、申請手数料は現行 6,000 円でございます。この金額は、茨城県の調査によると、都道府県単位の金額で全国で最も安い金額となっております。全国の平均額は 1 万 4,478 円となります。このように全国的に見ても金額が低いことや、以前の法改正にて審査項目が増えており、国から示された審査に関わる所要時間を踏まえて、改正案の金額を設定しております。また、茨城県及び県内所管行政庁で同様の動きがありまして、茨城県内で統一した金額となる予定です。以上です。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 次の（２）の別表 2 に掲げる手数料も、同じように増額されたという認識でよろしいのでしょうか。

○海東委員長 満課長。

○満消防本部予防課長 予防課の満と申します。ただいまの加増委員の質疑に答弁します。（２）というのは、提案理由の（２）でよろしいのでしょうか。

○加増委員 はい。

○満消防本部予防課長 お答え申し上げます。今回改正するタンクは二つあります。まず一つは浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所、もう一つ、浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所。この手数料の額の改正は、令和 2 年に安全対策が強化され、それまでの手数料の変化に伴い審査時間が増加している実態を踏まえて行うもので、直近の人件費、物件費などを反映した場合の額と、現行の標準額の乖離を確認した上で、改正の可否を判断し、地方公共団体の手数料の標準に関する政令が改正されたことに伴い、本市においても政令に従い手数料の額を改正するものです。以上です。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 そうしますと、この 17 号の手数料条例に関係する施設、そういうところは市内にどのくらいあるのでしょうか。

○海東委員長 満課長。

○満消防本部予防課長 ただいまの加増委員の質疑にお答え申し上げます。取手市内においては該当する特定屋外タンク貯蔵所はありません。以上です。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 次、19 号も市道路線変更、そうですね。19 号の市道路線の変更について、1-2026 号線、これ戸頭なんですけど、これが変更前と変更後では道路がなくなっているわけなんですけれども。私も現場——戸頭の稲戸井調節池の工事しているところだと思っておりますけど——見てきましたが、地域の方から、河川敷に——戸頭から河川敷に出るのに大変になると、道がなくなってしまっは大変だということなんですけど、これはどういう経過でここをなくすのか、お示してください。

○海東委員長 飯竹課長。

○飯竹管理課長 管理課、飯竹です。お答えさせていただきます。今ご指摘いただきました戸頭の路線なんですけど、このほかに——続きまして議案第 20 号にも同じように戸頭の

2路線、こちらは廃止で2路線ほど提出させていただいております。こちらの戸頭につきましては、河川敷で稲戸井調節池の範囲内に入っております。こちらにつきましては、国の関東地方整備局におきまして、稲戸井調節池の整備・掘削の事業を今後行う予定でございます。このエリアにつきまして係る市道につきましては、変更及び廃止ということで、今後掘削の事業を行うということでお伺いしております。以上です。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 今20号もおっしゃられましたが、今まであった道が変更されてなくなってしまうということが、地域の方から声が出てましたが、ここを変更図——ページ4ページでしょうか、それ見ますと、これに代わる道というのはどういうふうに——地域の方が利用するに当たって代わりの道がこう代わるよと、できるよということはないんですか。

○海東委員長 飯竹課長。

○飯竹管理課長 お答えさせていただきます。こちらのエリア、こちらは国におきまして稲戸井調節池ということで、利根川の氾濫とそちらを予防するエリアとなっております。そういったことから、今後こちらにつきましては、今現在の地盤の高さから、約2.7メートルほど今後掘削する予定ということで公表されておりますので、市道というか道路という形態はなくなってしまいます。以上です。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 ちょっと最後の頃、聞こえなかったんですが。ここをなくした代わりにどこか利用できる、河川敷に——戸頭から河川敷に出る方策は取られているのか、ということです。

○海東委員長 飯竹課長。

○飯竹管理課長 お答えさせていただきます。今の議案第19号の路線ですね、こちらの路線につきましては、この図のとおり変更ということで、この延長の部分——先の部分につきましては調節池ということで掘削を行います。ですから、この路線から振替を行って河川敷に出るような路線ということは、今現在国では検討はしておりません。以上です。

○海東委員長 加増委員。——加増委員、マイクをお願いします。

○加増委員 同じく20号なんですが、ここは廃止なんですよ。廃止の理由も、調整池——調節池というんでしょうか、その——それを進めるに当たってこれを廃止ということで。地域の方から見れば道がなくなるというところはやっぱり疑問が出されているんですが、それも同じ理由なんですか。

○海東委員長 飯竹課長。

○飯竹管理課長 お答えさせていただきます。稲戸井調節池ということで、こちらにつきましては現状、市道の認定はされている路線ではありますが、現況、道路としての形態もない部分も一部ございます。そういったことから、やはり利根川の氾濫、そういった予防の観点から、今後国としましては、こちらの掘削事業を進めていきたいということでお伺いしております。以上です。

○海東委員長 よろしいですか。

○加増委員 ありがとうございます。

○海東委員長 そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○海東委員長 なしと認めます。以上で、議案第17号から議案第20号までについての質疑を打ち切ります。

次に、議案第23号、令和5年度取手市一般会計補正予算（第12号）の所管事項を議題といたします。本件につきましては、2月26日にオンラインにより詳細な説明が行われています。

お諮りします。本件について、説明を省略することに、賛成の委員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○海東委員長 賛成多数です。よって、本件につきましては、説明を省略することに決定しました。

委員各位と執行部の皆さんに申し上げます。本件における質疑は通告制で行うことになっております。これから質疑通告順に質疑を行います。質疑通告は加増委員、細谷委員の2名から通告がありました。それでは、通告順に従い質疑を行います。

最初に、加増委員。

○加増委員 私のほうからは、ページ35ページになるでしょうか。産業振興に要する経費、428万8,000円の減なんですけれども、説明では見込みより少なかったという理由をされておりました。そういう中で現状を伺うんですが、産業活動支援条例は既になくなったと私は認識してるんですけど、そこはどうなんですか。

○海東委員長 数藤課長。

○数藤産業振興課長 産業振興課、数藤です。私のほうからお答えさせていただきます。産業活動支援条例につきましては、開始が平成22年から開始してございますけれども、令和元年度で基本的に受付の企業は終了してございます。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 令和元年度から受け付けはなくなったということなんですけど、これは見込みより少なかったという理由は、例えば令和元年以前にこういう条例を適用されている業者に対して——何ですか、固定資産税を減免するとか、働く人の人数に応じて補助金が入るというのは、まだまだ令和5年度は生きているから、このような表現になったんでしょうか。

○海東委員長 数藤課長。

○数藤産業振興課長 産業振興課、数藤です。お答えいたします。あくまで令和元年度まで受け付けをしておりまして、今回、この見込みが少なかったという理由については、産業活動支援奨励金、実質388万8,000円の減額となりますが、この補助金は設備投資分の固定資産税相当額を基準としておりまして、この納税額を予算要求する時点で確定してない状況です。ついては前年度ベースの金額で令和5年度は予算計上を行いますけど、各企業の納税額が確定したため減額補正という形で今回出させていただきます。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 そうしますと——それは分かりました。産業活動支援条例は大体5年間で適

用されてきてるんですが、これは今のところ令和5年度で大体終了になっていくんでしょうか。

○海東委員長 数藤課長。

○数藤産業振興課長 お答えいたします。制度上5年間と定めております。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 5年間ですから、今年——令和5年度で終わるという認識なんですよ。いいんですよ、それでね。

○海東委員長 数藤課長。

○数藤産業振興課長 お答えいたします。令和6年度末までとなります。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 分かりました。次、38ページの木造住宅耐震事業に要する経費なんですが、これまでも私たちも耐震診断をして改造というか——改築するよという話、求めてきたんですが——その補助金なんですけれど、減額について当初予算を見てどのぐらい——ごめんなさい、減額が106万9,000円なんですけど、当初予算と比べるとどういう状況なんでしょうか。

○海東委員長 田中課長。

○田中建築指導課長 建築指導課、田中でございます。お答えいたします。令和5年度の予算につきましては、この木造住宅耐震補強補助金、2棟募集しまして1棟の応募があり、1棟実施して未実施の1棟分100万円の減額。あと木造住宅耐震診断委託料、5棟募集して4棟の応募があり、4棟実施しまして未実施1棟分で、予算要求の時と単価の変更がありましたので6万9,000円の減額となっております。以上です。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 今、能登の地震でも、家屋の倒壊が本当に大変な状況になっているんですけども、この耐震診断と補強工事はセットだと思うんですが、来年度の予算も今年度と同じぐらいの予算規模になっているかなと思うんですけども、それをさらに拡大して耐震強化するという市の考え方は生かされているんでしょうか。

○海東委員長 田中課長。

○田中建築指導課長 お答えいたします。令和6年度も予算のほうは令和5年度と同じ棟数で上げさせていただいております。今現状、今年度2棟募集のところ1棟、5棟募集のところ4棟ということで、上限に満たしておりませんので、状況を見て判断していきたいと思っております。以上です。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 耐震化率は出ますか、木造住宅の耐震化率。

○海東委員長 田中課長。

○田中建築指導課長 お答えいたします。取手市の耐震改修促進計画というのがございまして、そちらのほうで耐震化率のほうは発表しております。こちらのほうは国のほうで示している算定の仕方になっておりまして、この数字というのは総務省統計局でやっている住宅土地統計調査——5年ごとの調査、この数値を基に出すことになっておりますので、

前回の改定時の令和4年7月改定分で、このときの数値は平成30年度のものを使っております。今現在、令和5年度に総務省のほうで調査を行いまして、まだその数値は発表されておられませんので、それが出てから、茨城県の耐震改修促進計画の改定に合わせて、その辺の数字を出していきたいと思っております。以上です。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 まだ耐震化率は令和5年度、これからということなんでしょうけれど、平成30年度はどのくらいだったんですか。

○海東委員長 田中課長。

○田中建築指導課長 お答えいたします。住宅の耐震化率は84.8%となっております。以上です。

○海東委員長 加増委員。質疑のほう続けてください。

○加増委員 ですから、途中であれっと思ったから止まっちゃったんですが、平成30年度の耐震化率はどうですかと聞いて……

〔「答えましたよ」と呼ぶ者あり〕

○加増委員 (続) そのあと答え聞こえなかったの、ごめんなさい。もう一回——もう一回お願いします。

〔笑う者あり〕

○海東委員長 田中課長。

○田中建築指導課長 お答えいたします。84.8%です。

○加増委員 分かりました。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 耐震化——耐震診断はしても耐久——何ていうんですか、補強工事はしないというのがこれまでの理由いっぱいあったんですが、それも今回もそのような状況——この84.8%という数はそういうことも含まれているんでしょうか。補強工事がなかなか進まないというところなんですけど、実態はどうなんですか。

○海東委員長 田中課長。

○田中建築指導課長 お答えいたします。耐震診断をやって耐震改修までに至らないということについてお答えいたします。耐震診断をやられた方に対してアンケートを取っております。これは取手市だけじゃなくて、茨城県内全体で取ったアンケートもございます。その理由としましては、「今後、長期間にわたってこの家を使用するかがはっきりしない」だとか「施設に入るための資金が優先で、健康面での不安があるため優先度が低い」あとは「家族の意見が合わない」、あとは「東日本大震災のときに被害がなかったので大丈夫だと考えている」などというような意見が見られて、そのような耐震改修に至っていないという方がいらっしゃるということは承知しております。以上です。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 これを促進させていくような市の対応もこれから求められると思います。これはこれでいいです。

次に42ページなんですけれども、定住化促進住宅政策に要する経費……

[永井議会事務局係長ベルを1回鳴らす]

○加増委員 (続) これ1,450万減額になっておりますけれども、これは年々——年々というんですか、令和5年度はおうちを建てて住替えするとか、そういう方が少なかったという見方でいいんでしょうか。

○海東委員長 大久保課長。

○大久保都市計画課長 都市計画課、大久保です。ただいまの質疑にお答えします。本年度につきましては市内の新築件数は例年並みと伺っています。今回減額なんですけど、こちらから推測ではありますけども、当事業、国庫補助金を活用していることから、他の国庫補助事業との併用ができないという制限がございます。そうした中で補助額の大きい——例えば国土交通省の「こどもエコすまい支援事業」などに大きく流れているのではないかと考えているところです。以上です。

○海東委員長 残り45秒です。

加増委員。

○加増委員 併用できないということも話されましたけれど、そういうのは何件ぐらいあったんでしょうか。

○海東委員長 大久保課長。

○大久保都市計画課長 こちらについては、他の補助金の件数については把握していないのでちょっとお答えすることできません。申し訳ございません。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 予算では、住宅取得補助金が78戸、リノベーション補助金が13戸、シニア層の住替え支援金5戸とあるんですが、この通りはいかなかったということなんですよ。どうなんですか。

○海東委員長 大久保課長。

○大久保都市計画課長 現在——見込みですが、40——住宅取得補助金については45件2,000万円、住宅リノベーション補助金については19件の550万円、シニアの住替え支援補助金については実績なしということになります。以上です。

○海東委員長 残り18秒です。

加増委員。

○加増委員 そうしますと、シニア層の方々の住替え補助金がないということは、一緒に住む方が少ない高齢——若者だけの建物が多かったという、単純にそのように見ていいんでしょうか。

○海東委員長 大久保課長。

○大久保都市計画課長 シニアの住替え制度につきましては、住宅を所有しているシニア層が持家を若い世代に貸すときに、その貸す場合の修理と、あとは借りるほうの家賃補助、こちらをマッチングする制度になりますので、こちらの利用者が少なかったということで、リノベーションとか、こちらは住民が、家族が増える条件にしている中で、これは子どもが増えたりとか、あとは親が増えたりとかありますので、そういった偏ったところではないのかなと考えております。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 いいです。ありがとうございました。

○海東委員長 最後に、細谷委員。

○細谷委員 私のほうからは集中豪雨に伴う災害関連経費、この減額についてお聞きいたします。これ昨年6月、双葉地区での災害に対応する対策ということで補正を組んだわけですが、補正が6億3,800万円に対して、使用したのが1億8,300万円ということで、かなり大きな4億5,000万円の減額ということになってるわけですが、まずこの減額の理由をお聞きいたします。

○海東委員長 印藤課長。

○印藤環境対策課長 環境対策課、印藤でございます。ただいまの細谷委員の御質疑に答弁いたします。災害関連経費の減額の主な要因でございますが、仮置場を設置管理するための費用と災害廃棄物の発生量、こちらのほうを見込んでおったんですが、そちらのほうに大幅に少なかったため不用額が生じたということで、今回減額の補正をさせていただくものです。以上です。

○海東委員長 細谷委員。

○細谷委員 今、仮置きと災廃というお話なんですけども、この中で生活援護資金貸付金というのがありますけども、これが6,800万なんですけども、お使いになったのが570万という、実に8%ぐらいしか使ってないという項目もあるんですけども、この辺について、経費算定の根拠、そしてこれが実際どのような使われ方だったのかお聞きしたいと思います。

○海東委員長 細谷委員。これは災害関連内容になってると思いますので。

○細谷委員 何でこんなに少なかったのかということなんですけども。これは例えばもう少し少なくなったというのは、そういう需要がなかったのか、あるいはその手続とか条件とか、こういう問題があって貸付けが少なかったのかどうか、この辺のところについてお聞きしたいと思います。

○石井委員 最初の議案で、定例会の議案のところを開くと9番……。

○細谷委員 石井執行部にはお聞きしてません。

○石井委員 最初のやつです。一番最初に配るやつ。

○入江委員 概要ね。

○石井委員 概要の5ページ。

○海東委員長 印藤課長。

○印藤環境対策課長 お答えします。災害援護資金貸付金というのは、衛生費の所管ではない部分ですので災害廃棄物処理委託料の廃棄物関連のほうでお答えをさせていただきます。こちらのほうは、まず災害廃棄物の発生量というのを環境省の技術指針に基づいて算出しました。おおよそこれくらい発生するだろうというのは2,750トンという数字になります。こちらのほうに環境省等から平均の処分単価というのを大体の見込額を教えてくださいまして、そちらを8万円という形で乗じて災害廃棄物の処理委託料としては2億2,000万円を見込んだというところがございます。あと、廃棄物の一時集積場のほうは、双葉グラウンドに設置しました一時仮置場の鉄板を敷いたりとか管理する運営の委託料に

なりまして、こちらのほうは見積りを頂戴しておおよその額を見込んだ数字ということになってございます。以上です。

○海東委員長 細谷委員。

○細谷委員 これ、結果的には大幅な減額になっているんですけども、産業廃棄物のパーセンテージでいくとそれほどでもないんですが、いずれにしても減額した場合は一般会計ですから、返す——例えばこの足りなかったというような場合は、また補正を組むということになればいいわけで、なるべく、これ災害ですから、事情は分かるんですけども、なるべく実態に近い補正を組んでいただきたいということを要望して終わりたいと思います。以上です。

○海東委員長 通告された質疑が終わりました。

ここで確認いたします。ただいまの通告委員の質疑応答の経過から、疑義がある委員はおりますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○海東委員長 なしと認めます。これで議案第 23 号、令和 5 年度取手市一般会計補正予算（第 12 号）の所管事項の質疑を打ち切ります。

次に、議案第 24 号、令和 5 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第 4 号）についてを議題といたします。本件につきましては、2 月 26 日にオンラインにより詳細な説明が行われています。

お諮りします。議案第 24 号について、説明を省略することに、賛成の委員は举手願います。

〔賛成者举手〕

○海東委員長 賛成多数です。よって、議案第 24 号につきましては、説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

加増委員。

○加増委員 これはたしか 2 月 15 日の臨時議会のときに契約案件として出された内容でしたよね。違いますか。そうですね。

○海東委員長 稲葉課長。

○稲葉区画整理課長 区画整理課、稲葉です。それではお答えします。加増委員おっしゃるとおり、この繰越明許費の一部は、2 月 15 日に契約締結されたその 6 の工事の完了払分、それと 11 月に発注しました車両の——車道の造成を構築しますその 5 の工事の完了払いも含まれております。以上です。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 分かりました。今度、次に予算のほうに入りますので、そこで伺います。

○海東委員長 そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○海東委員長 なしと認めます。以上で、議案第 24 号の質疑を打ち切ります。

次に、議案第 28 号、令和 5 年度取手市競輪事業特別会計補正予算（第 1 号）について

を議題といたします。本件につきましては、2月26日にオンラインにより詳細な説明が行われています。

お諮りします。議案第28号について、説明を省略することに、賛成の委員は举手願います。

〔賛成者挙手〕

○海東委員長 賛成多数です。よって、議案第28号につきましては、説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

加増委員。

○加増委員 1点だけ。補正のほうの4ページ歳入のところなんですけど、これは前期、11月2日から4日、後期、1月28日から30日の車券発売収入なんですけど、この減額になった大きな要因はどこにあるんでしょうか。

○海東委員長 秋田補佐。

○秋田産業振興課長補佐 産業振興課、秋田です。ただいまの御質疑にお答えさせていただきます。こちら、当初予算のほうで20億円を見込んでいたんですけども、結果としまして17億円弱の売上げとなったため、このような形で減額措置をさせていただいたというようなことをごさいます。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 だから、その売上げ減少の主な要因はどこにあるんですかと伺ったんですけど。

○海東委員長 秋田補佐。

○秋田産業振興課長補佐 減額ということではごさいますけど、実際の売上げ、当初予算で20億円を見込んでいたところなんですけども、実際の開催時期であるとか、そういうものの関係で結果として17億円の売上げとなったということで、補正予算のほうを組ませていただいたということをごさいます。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 それ以上出ないようですので、いいです。ありがとうございました。

○海東委員長 そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○海東委員長 なしと認めます。以上で、議案第28号の質疑を打ち切ります。

次に、議案第30号、令和5年度取手市——もとい、議案第30号、令和6年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算についてを議題といたします。本件につきましては、2月26日にオンラインにより詳細な説明が行われています。

お諮りします。議案第30号について、説明を省略することに、賛成の委員は举手願います。

〔賛成者挙手〕

○海東委員長 賛成多数です。よって、議案第30号につきましては、説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

加増委員。

○加増委員 いよいよ予算なんですけれども、説明書で——予算説明書の141ページで伺います。先ほども担当課のほうからありましたけれども、2月15日の契約と、あれ——その5、これまでの——その5でしたっけ、その6、その5、合わせたのが繰越しになったということなんですけれども、今回の予算は6億9,512万4,000円になっておりますが、これはさきに会派の説明でもありました、私の一般質問でもありましたけど、事業費があと5億円増額を見ているということなんです、その5億円も含めての今回の予算だったのでしょうか。

○海東委員長 稲葉課長。

○稲葉区画整理課長 区画整理課、稲葉です。それではお答えします。会派説明、一般質問でも説明させていただいたとおり、214億円から約5億円ほど、人件費・鋼材等の増加ということで増額の見込みということで説明させていただきました。その原因となった項目の中で中断移転補償や、あとA街区の造成工事、あとバスシェルターの工事、その一部が本予算に反映されているものでございます。以上です。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 そうしますと、5億円——改めて5億円が増額される事業変更があるという、事業計画変更があるという5億円は、単純にどこを直すから、今回、契約案件もありまして繰越しになってますけど、そういう単純な内容で5億円ということではなかったのか、具体的をお願いします。

○海東委員長 稲葉課長。

○稲葉区画整理課長 それではお答えします。214億円から約219億円への約5億円ほどの増額については、この予算で全て盛り込まれてるような状態でございます。以上です。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 分かりました。事業そのものがあと5億円膨れ上がるということですよ。どこやるとか、どこやるとかではなく、全体でということでもいいんですよ。分かりました。

あと下の工事請負なんです、駅前交通広場整備工事はこの今の仮設駐車場の整備ではない——これがA街区のほう造成ですか、駅前交通広場整備工事1億6,700万円というのは具体的にはどのような内容で進められるのでしょうか。

○海東委員長 稲葉課長。

○稲葉区画整理課長 区画整理課、稲葉です。それではお答えします。こちらの駅前交通広場につきましては、駅前交通広場が供用開始された後、市民の皆さんに利用していただきながら、駅ビル側のバスシェルターやそれに関連する安全施設——横断防止柵、そして歩道ブロックや、さらにはペDESTリアンデッキの花壇ベンチ等が含まれております。以上です。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 A街区造成工事は今の仮設のA街区を造成するということは分かりますが、次の西部地区造成工事というのをもう一度お願いします。

○海東委員長 稲葉課長。

○稲葉区画整理課長 お答えします。こちらにつきましては会派説明でもさせていただいたんですが、旧——旧といいますかウェネスプラザ第2駐車場を第2街区に移設する計画がございます。2街区の地権者の方の申出によりまして、2街区の私有地が830平米という——一体的に利用が可能となりますので、そちらを——そちらの土地を利用しまして第2プラザの、今の第2駐車場を移設するその費用となっております、造成する費用となっております。以上です。

○海東委員長 加増委員。——加増委員、マイクをお願いします。

○加増委員 治助坂と——治助坂とA街区の境がありますよね。あそこに擁壁を造っていくということが、この中ではどこに入るんでしょうか、3・5・39号とは違いますよね。具体的をお願いします。

○海東委員長 稲葉課長。

○稲葉区画整理課長 お答えします。こちらでいきますと、A街区造成工事、こちらのほうにその擁壁工事、個人利用のための擁壁工事が入っております。以上です。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 細かく聞くと分かんなくなるんですが、後で図で示されるのが一番いいんですが、都市計画道路3・5・39号擁壁工事、それから3・3・1号道路改築、いろいろありますが、これ一つ一つ説明されると図に書いてもらわないと分からないんですが、3・5・39号の道路擁壁工事というのはどういう工事になるんでしょうか。

○海東委員長 中野補佐。

○中野区画整理課長補佐 区画整理課、中野です。お答えします。3・5・39号擁壁工事は、A街区と都市計画道路3・5・39号線との高低差を抑えるための道路擁壁工事となります。以上です。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 そうしますと3・3・1号線改築工事、3・5・39号築造工事、3・4・37号道路改築というのも、そのような内容でいくのでしょうか、具体的に教えていただければ。——簡単でいいんです。絵描いてもらわないと分からないところがあると思うんですが、簡単をお願いします。

○海東委員長 中野補佐。

○中野区画整理課長補佐 お答えします。3・3・1号道路改築工事、こちらははなのき道路のほうの工事——道路舗装の工事になります。今、はなのき道路から仮設交通広場に左折して入るような形になっておりますので、駅前広場が新しい駅前広場に切り替わりましたら、そちらのほうの今左折してる部分を直線に舗装のほうをやり直す、そういった工事になります。3・5・39号築造工事、こちらは先ほど道路擁壁工事をすると申し上げましたけども、その後、歩道の部分がまだできておりませんので、歩道の部分とそちらに水道・電線共同溝を整備しながら歩道を築造する工事になります。それから3・4・37号道路改築工事、こちらは先ほどのはなのき3・3・1号の道路改築と同様に、今、治助坂のほうなんですけども——治助坂のほうから仮設交通広場に入っていく、あれが治助坂

のほうが真っすぐに駅前広場に接続するようになりますので、それが切り替わりましたら、今、右折で入っていくような状態を真っすぐに舗装をやり直すような形になります。以上、よろしくお願ひします。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 分かりました。あとは細かいところは絵で示さないと分からないところもありますので、後で伺います。次に、142 ページの取手駅北地区建築物整備事業に要する経費、これも前も出されましたが、今回1億なんですけれど、これは再開発ビルに伴った取手市が出す、それから国が出す38億円の中の部分なのでしょうか。

○海東委員長 中村課長。

○中村中心市街地整備課長 中心市街地整備課、中村です。お答えさせていただきます。加増委員おっしゃったように、国と市が出します補助金のうちの一部でございます。以上です。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 全協でもその概要は出されましたけれども……

[永井議会事務局係長ベルを1回鳴らす]

○加増委員 (続) 私は再開発ビルを進めるに当たって、地権者の考え方というのは十分把握されて、そのように準備組合から組合施行へ行くんだと思うんですけども、市民の声、市民の要望というのを、やはりもっともっと細かく市民の中に入って聞くべきではないかと思うんですが、そういう意味では、公共の福祉という名の中で今後どのように丁寧にされていくのか、その考えをお示してください。

○海東委員長 中村課長。

○中村中心市街地整備課長 お答えさせていただきます。まず再開発本体につきましては、今後、都市計画決定に向けて手続を進めてまいります。その過程で、現在のところ、令和6年6月頃に市民説明会を開催させていただいて、事業の概要の説明、また7月には公聴会も実施するというので、今予定をしております。そういった中で、再開発本体につきましては、市民の皆様にご周知をさせていただきたいというふうに思っております。また、その中に入れます公共施設につきましては、この間、全協で皆様に御説明をさせていただいたところでございますけれども、既にホームページなどにも内容は掲載させていただいておりますし、今後、広報とりでにも内容を掲載させていただく予定になっております。また併せまして、今後、基本構想を策定した後に基本計画を策定するというので今考えておりますけれども、その基本計画の中では市民アンケートなどを実施しまして、市民の皆様の御意見を吸い上げて、それを計画に反映させていきたいということも考えております。また、現時点で市民の皆様のニーズの把握というところに関しましては、図書館で今年の1月にアンケート調査を実施し——アンケートを実施しました。その中で、今の図書館の施設また設備に関する御意見というものを様々にいただいております。そういったものを取り入れて、この間、複合公共施設の整備方針ということでお示しをさせていただいたところでございます。以上です。

○海東委員長 残り24秒です。

加増委員。

○加増委員 これから進めていくという内容は、よくこの間も分かりました。ただ本当に市民から見れば、何ができるのか、どういうふうに望んでいるのか、ちゃんと酌み取ってほしい、そういうのを反映させてほしいというのをすごく出されているんですが。そういう構えでやっていくという姿勢でいいんですか。

○海東委員長 中村課長。

○中村中心市街地整備課長 お答えさせていただきます。もちろん再開発本体につきましては地権者の皆さんの主体の事業でございますけども、その中に入れます公共施設につきましては市の事業になっております。そういったことから、市民の皆さんの幅広い意見をいただきながら進めていければというふうに考えております。以上です。

○加増委員 いいです。

○海東委員長 そのほかありませんか。

細谷委員。

○細谷委員 ただいま加増委員、区画整理の質疑をされまして、ちょっと分からないところがありました。3・5・39号、これ擁壁の工事と、あと歩道を造ったりという築道——道を造ると2つ予算出されてますよね。この擁壁工事はウェルネスのほうからはなのき通りのほうまで行く道だと思うんですけども、この擁壁工事というのは、ウェルネスのほうの部分じゃなくてA街区に関わるところだと思う。そこで擁壁工事をやるということは、このA街区の造成工事と関わってくるのではないかと思うんですけども、道路からやっばりのり面がある程度ないと造成にはならない——擁壁にはならないと思うんですけども、このA街区との関わりはどういう状況になりますか。いかがでしょう。

○海東委員長 浅野部長。

○浅野都市整備部長 都市整備部、浅野です。お答えさせていただきます。今委員おっしゃいましたように、確かにこの擁壁工事というのは、3・5・39号線の道路の保護のために、A街区の側のところに擁壁を建て込んでいくという工事です。そして、A街区本体の——本体といいますかA街区全体の造成工事ということで、また別件で9,800万円あまりを計上させていただいております。これは基本的に同時にやっばいこうと思っておりまして、擁壁の工事の部分で一工区、この工事範囲を設けながら **? P C a 板? 【01:04:40】** というものを建て込んでいくと。片やA街区の造成ということで、地権者の皆さんにお返ししていくような造成工事を別で進めていくということで計上させてもらっております。

○海東委員長 細谷委員。

○細谷委員 この部分は、いよいよ都市計画決定に向けてというところで、ほぼ形が決まって造成に入れるということから、こういうことできてきたと思うんですけども、当初の計画では一体的な運用で、この擁壁工事というのはなかったと思うんですよ。新しくこの造成をし、そこで建築する建造物そのものが擁壁になるということで、この工事はなかったものが今回出てきたということは、今までの計画が変わってこういうことになったのかというふうに理解したいと思うんですが、どうでしょうか。

○海東委員長 浅野部長。

○**浅野都市整備部長** お答えさせていただきます。確かにこの擁壁工事というものは、準備組合のほうとここの部分について、どのような形で道路保護というか、擁壁の代わりになる建物が建てられるのかとか様々に協議をしてまいりました。そういう中でどの範囲までやっていくかもいろいろ含めながら協議してまいったところではあるんですけども、やはり建物で——道路ののり面を保護していくという建物は、やはり非常に費用もかかる難工事になっていくというようなこともございまして、あくまでも道路保護の擁壁というのは必要だという結論に達したことから、今回施行を行っていくということになりました。

○**海東委員長** 細谷委員。

○**細谷委員** 市の道路ですから、それは市が責任を持つのは当然なんですけども、しかし、節約できるところは節約しなくちゃいけない。この区画整理、ずっとなるべく効率的にいきましょう。で、造成、A街区のこの造成工事9,800万円出てますけども、これが一体的な利用であれば、こんなにかかからないはずなんですよ。これは細かく返すから、細かく擁壁も造らなくちゃいけないからこういう数字になる。で、先ほど言いました、建物の費用がかかるというのは、これは開発する人のほうの問題ですから、市のほうはその分わからないと、市の立場からすればかからないんですよ。一体的利用でいけば。ですから、そういうことを考えれば、今、進められている状況というのはかなり形が変わってきてるなど。費用も増える方向での変わり方だなというように思いますけども、そういう理解でよろしいですか。

○**海東委員長** 浅野部長。

○**浅野都市整備部長** お答えさせていただきます。まず一つこのA街区造成工事、議員おっしゃいますように——委員おっしゃいますように、一体的利用で粗造成の形でお返しをしていくことになれば、確かに費用はもっと安価にできたものとは思っております。個別利用を選択された方、最終的に決断された方がいらっしゃいますので、そのような方の画地というものは宅盤の条件によって擁壁が必要になってしまうとかございますので、これは施行者として責任持って造っていくしかないということで、造成工事を行っていく考えでございます。もう一つ、この3・5・39号の擁壁に絡んでですけども、様々に協議をしましたが、やはり道路の保護というところはもちろん第一の優先の考えなんですけれども、建物が全て押えられるかというところはやはり厳しいところもございまして、そのようなところで協議を重ね、この擁壁工事は施行していくという方向になったものがございます。

○**海東委員長** 細谷委員。

○**細谷委員** 道路の保護でやるということですけども、そうするとA街区の土地にかかってきますよね。垂直に行くわけにはいかないですから……

〔「垂直に行くんですよ」と呼ぶ者あり〕

○**細谷委員** (続) 行くんですか、垂直に。——分かりました。で、この区画——A街区の区画整理は、もういいものを造ってもらおうと、取手のランドマーク的な、取手に来りゃもうこれがあるというぐらいのものを期待していたわけですよ。そういう意味で、造ってもらって当たって、取手は土地をきれいにしましょうということ。その時に建てる

もののが——建てる人が一番ふさわしい造成が、建てる人のためになる造成が一番いいわけで、そういう造成であれば、取手市のほうもコストは今まで——これよりはかからないということを描いていたんですけども、その計画が破綻したというように、駄目になったと……

〔永井議会事務局係長ベルを1回鳴らす〕

○細谷委員 (続) 違い——違いになったというように、違ったものになったというように思いました。以上です。

○海東委員長 そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○海東委員長 なしと認めます。以上で議案第30号の質疑を打ち切ります。

次に、議案第34号、令和6年度取手市競輪事業特別会計予算についてを議題といたします。本件につきましては、2月26日にオンラインにより詳細な説明が行われています。

お諮りします。議案第34号について、説明を省略することに、賛成の委員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○海東委員長 賛成多数です。よって、議案第34号につきましては、説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

加増委員。

○加増委員 先ほども伺いましたが、これは何ページになるんでしょうか——172ページなんですが、予算書172ページです。車券発売収入が20億円にまた今回もなっております。令和5年度は16億円ぐらいでしょうか。そういう中で——なぜ減ってきている中で、また20億円を予算立てるのか、それはやっぱり期待を持ってこのぐらい来るであろうということで予算立てたのでしょうか、具体的にお願います。

○海東委員長 秋田補佐。

○秋田産業振興課長補佐 産業振興課の秋田です。お答えいたします。令和6年度の当初ですが、前年度同額20億円を見込んだところでございますが、こちらについてはいろいろな要因——開催日程などもあるんですけども、一つとしまして決定事項ではないんですが、正月三が日での開催ができる可能性がちょっと見込まれる部分もございまして、売上げが令和5年度より増えるということを見込みまして20億円を計上したほか、インターネット売上げのほうも好調でして、そういうのを踏まえて今年度についても20億円を見込んだということでございます。——すみません、今年度ではなく令和6年度でございます。失礼いたしました。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 私が伺えば、このようにお客が来るよと、収入はあるよという答えしか出てこないと思うんですけども、これをずっと繰り返していく中で、これまでコロナという大きなこともありましたし、ただ、あくまでも通常開催、車券売場——車券発売収入ですか。これを夢見ているというのはあまりにも——夢見ているのはあまりにも曖昧——何

と言うの、努力というか、市民感情から見れば、もうやめてもいいんじゃないのという声もあるんですが、いつまでもやるということでもいいんですかね。

〔「それって市民の意見じゃないから」と呼ぶ者あり〕

○海東委員長 数藤課長。

○数藤産業振興課長 お答えいたします。競輪場につきましては、県内唯一の自転車競技施設であり、取手市にとっても貴重な財源を生み出す施設だと思っております。競輪だけではなくて、地域のためにサイクルアートフェスティバルであったりとか、地元の高校の自転車部の練習場所であったりとか、消防団の消防ポンプ操法競技大会の訓練会場であったりとか、とりで利根川大花火の臨時駐車場、災害時の避難場所、様々な形で施設の活用を行っているところでございます。市営競輪の収益事業は、昭和32年から収益の一部を市の一般会計へ繰り出しており、これまでの累計では約118億円の――超の繰り出しを行って、市の貴重な自主財源として活用してきております。また、競輪場を運営することによって、その選手、ファン、また地域の住民の皆さんにも還元してございます。そういった貴重な施設、これからも大事にしていくべきだと思いますので、加増委員のようにそういった考えではなくて、もっと建設的な……

〔笑う者あり〕

○数藤産業振興課長 (続) 御意見をいただきたいなと思っております。よろしく願います。

○加増委員 これは討論でやりますのでいいです。

○海東委員長 そのほかありませんか。――なしと認めます。以上で、議案第34号の質疑を打ち切ります。

続いて、当委員会における付託議案外の質疑を行います。付託議案外の質疑も同様に、質疑は一問一答とし、質疑のみで5分とされています。質疑は通告順に行います。染谷委員、赤羽委員、細谷委員、石井委員の4人から通告がありました。

それでは、染谷委員。

○染谷委員 それでは、よろしくお願いいたします。通告したように、A街区の再開発の基本構想の策定についてです。この間説明はしていただいているんですけども、権利者数が最終的に8名となった。最初の頃お聞きしたのは20名ぐらいいらっしゃったんですが、その8名になってしまった理由とはどんなことでしょうか。

○海東委員長 浅野部長。

○浅野都市整備部長 都市整備部、浅野です。お答えさせていただきます。A街区全体の地権者数は20名でございます――いらっしゃいまして、そのうちの18名が再開発準備組合に加入しておりました。準備組合といたしましては、なるべく多くの地権者に再開発事業に参加いただきたいとの意向を持っており、地権者の同意取得のための説明を継続して行ってまいりました。しかしながら、再開発事業には参加せず、自らの土地を御自身で利用したいという意向を示す地権者の方がおられ、そうした地権者の中には、共有名義で土地を所有している方や、そうした土地の上に借地権を有している方もいたことから、結果的に再開発事業に参加意向を示している地権者数は8名となっております。地権者の参加数――参加者数といたしましては、18名から8名となり少ないと思われるところもござい

ますけれども、A街区全体の面積、約0.74ヘクタールのうち、再開発事業の施行面積は約0.6ヘクタールであることから、再開発事業の施行面積はA街区全体の面積の約8割以上の面積を占めることとなりますので、大部分の土地を用いて再開発事業を実施する予定となっております。以上です。

○海東委員長 染谷委員。

○染谷委員 長い間準備組合に入っていた方が参加しなかったということで、取手市のこの事業計画よりは、自分でやったほうがいいんじゃないかということで入らなかったという考え方でよろしいでしょうか。

○海東委員長 中村課長。

○中村中心市街地整備課長 中心市街地整備課、中村です。お答えさせていただきます。地権者の皆さんのお考え、それぞれ様々ございます。もちろん我々も、事業協力者、事業準備組合も様々なシミュレーションなどを行いまして、地権者の皆さんと協議を重ねてきたところでございますが、最終的にはいろいろな——今後の、まだ建築までに時間がかかるという部分であったりとか、今後、長期にわたる床の運用をどうしようかとか、そういった様々なところを考慮して考えていただいた中で、最終的には個人で利用したいというような御意向を示された方がいらっしゃいました。以上でございます。

○海東委員長 染谷委員。

○染谷委員 それでは次の再開発ビルの床購入についてなんですが。床を購入する、しない、また借りるなどいろいろあった中で、最終的に購入という方法を取るようなんですけれども、その理由についてお伺いします。

○海東委員長 中村課長。

○中村中心市街地整備課長 お答えさせていただきます。再開発ビル内に公共施設を整備するために、再開発ビル内の床を購入するという方針を御説明させていただきました。こちら床を購入する場合と長期間賃借する場合とで、どちらが財政負担を抑えられるかシミュレーションをした結果、購入のほうが国庫補助金と地方債を活用できるということから、床を購入する場合のほうが長期間にわたって賃借するよりも財政負担が少ないという結果となったためでございます。公共施設の面積につきましては4,000平米から4,500平米ということ想定していることから、この面積の保留床を購入するという予定でありまして、これは再開発ビルの2層から2.5層分に該当するということとなります。以上でございます。

○海東委員長 染谷委員。

○染谷委員 結果的に購入ということなんですけども、全く市の施設を入れないというような意見もあったんでしょうか。

○海東委員長 中村課長。

○中村中心市街地整備課長 こちら再開発事業が立ち上がった段階で、まずは検討会というものを平成28年度に設立しております。その後、事業協力者の公募などを平成29年度に実施し、それと同じタイミングで市のほうで再開発の基本構想というものを策定してございます。その基本構想の中で4つの機能を位置づけておりますが、その一つに市民サー

ビス機能というものを位置づけております。その機能の中に公共公益機能を配置するというで位置づけてございますので、事業がスタートした段階から、公共施設を中に整備するという方針で検討を進めてきたということでございます。以上です。

○海東委員長 染谷委員。

○染谷委員 それでは、次お伺いします。図書館とあと公民館に類するような複合施設をこちらに入れるということなんですけども、それはどういういきさつでなったんでしょうか。

○海東委員長 中村課長。

○中村中心市街地整備課長 お答えさせていただきます。公共施設の機能や内容を検討するに当たりまして、取手駅前に不足している公共的機能を抽出し、また、既存公共施設の利用状況を検討したところ、駅前に不足している機能としましては、生涯学習支援機能や市民交流活動機能が挙げられ、また、既存公共施設の利用状況としましては、図書館や公民館を利用している市民が多いという実態が見られました。こうしたことから、取手駅前には、図書館機能と公民館に類似した市民が交流活動できる機能を有する複合的な公共施設を整備することが有効であると考えられるものでございます。他方で、既存の取手図書館につきましては、築45年が経過しておりまして、利用者数は多いものの、大規模改修を実施しておらず、施設の老朽化やバリアフリー、駐車場台数などの点において課題が見られ、また、近隣市の図書館と比較して床面積や蔵書数が少ないというような状況でもありました。さらに、図書館が行った利用者アンケートにおきましても、取手図書館のハード面の課題に関する意見や、取手駅前に移転を要望する意見も出されている状況となっております。こうしたことから、A街区に整備する公共施設の中の図書館機能につきましては、既存の取手図書館を移設することとし、単なる移設ではなく、機能や規模を拡充しアップデートすることにより、より利便性が高く魅力のある充実した公共施設とすることを目的とした移設といたします。以上のことから、既存の取手図書館の機能や規模を拡充して移転する形で、図書館機能と市民が交流活動できる機能を有する複合的な公共施設を整備する方針とするものでございます。以上です。

○海東委員長 染谷委員。

○染谷委員 これは随分前、ウェルネスプラザができましたけども、そのときにはこういう図書館とかそういう話はあまりなかったということでもよろしいですか。

○海東委員長 浅野部長。

○浅野都市整備部長 お答えさせていただきます。ウェルネスプラザ建設当時には、この部分のものは——考えはなかった——でございます。

○海東委員長 染谷委員。

○染谷委員 当時はそういうことはなかった。じゃあ次にお伺いします。利用想定なんですけども、かなり多くの利用想定を見込んでいるようですが、お伺いいたします。

○海東委員長 中村課長。

○中村中心市街地整備課長 お答えさせていただきます。現時点におきましては、具体的な利用者数の想定はできておりませんが、既存の取手図書館の利用者数が年間約11万人

程度ということでございますので、できるだけ多くの方に御利用していただき、今の図書館の数倍以上を目指していきたいと考えております。既存の取手図書館の利用者数は近隣の図書館と比較しても少ない状況ですので、駅直結のA街区に利便性が高く魅力のある公共施設を整備することに加え、既存の公共施設や大型商業——商業施設と連携したイベントなど実施していくことにより、集客力を高め、より多くの皆さんに利用していただけるよう工夫をしていきたいと考えております。他市におきましては、駅前に図書館機能を核とした魅力ある公共施設を整備することにより、年間利用者数が100万人単位となっている事例もあるため、創意工夫によって利用者数を伸ばしていくことが重要であると考えているところです。以上です。

○海東委員長 染谷委員。

○染谷委員 メインターゲットが学生とか市内従業員ということなんですが、なかなか学生ですと、いろいろ購買意欲はそんなにないでしょうし、市内の大手企業の従業員さん、バスを降りると一目散に駅に駆け込んで帰っている、この方をまたここに寄っていただくというのはかなり大変だと思うんですけど、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○海東委員長 中村課長。

○中村中心市街地整備課長 お答えさせていただきます。今、染谷委員おっしゃったように、ターゲット——公共交通利用者、買物、また公共施設などの利用者というところをターゲットに据えて、さらにその中でも公共交通を利用される方が、取手駅1日2万5,000人いらっしゃいますので、そこを利用されている市内学校に通う学生さん、また市内の企業の従業員さんという比較的若い方をメインターゲットとして設定をさせていただきました。確かに今、駅に降り立って、企業従業員の方はバスに乗ってそのまま出勤されるという方が多いということは我々も実態として感じております。そういった中で、やはり魅力的な施設を駅前に整備するというので、少し寄ってみようという気になっていただいて、少しでも多くの方にこちらの公共施設に足を運んでもらえるような、魅力ある施設にしていきたいというふうに考えております。以上です。

○海東委員長 染谷委員。

○染谷委員 それじゃ、次の指定管理なんですけども、これ指定管理については図書館を含めた全部を指定管理という予定でしょうか。

○海東委員長 中村課長。

○中村中心市街地整備課長 施設の運営につきましては、今、染谷委員おっしゃったように、指定管理を導入することを検討してございます。確かに図書館だけでなく、今回複合施設ということで様々な機能をこの建物の中に配置をいたします。そのことから、施設を管理するに当たりまして、やはり効率的に管理をするという中では指定管理ということは非常にいいのかなというふうに感じております。そういった管理運営の効率化、また経費の縮減につながることも期待できることに加えて、民間企業の持つノウハウを積極的に活用することで開館時間の延長や、魅力的なコンテンツの提供、様々なイベント開催など、市民ニーズに対応したきめ細かなサービス提供が期待できるのではないかと考えております。他市の事例におきましても、利用者数が非常に多い公共施設の多くが指定管理を導入

しており、民間ノウハウを活用した工夫を凝らした運営を行っているということでございます。当市としましても、そういった数多くの利用者数を目指していきたいということから、現時点では、指定管理制度の導入ということで検討してございます。以上です。

○海東委員長 染谷委員。

○染谷委員 今、課長おっしゃるように、恐らく指定管理じゃないとうまくいかないと思うんですが、図書館を含めてということになると、これは教育委員会とはもうそういう方向で話合いが進んでるということでよろしいのでしょうか。

○海東委員長 中村課長。

○中村中心市街地整備課長 お答えさせていただきます。指定管理を導入する場合には、やはり複合施設のエリアや業務内容に関して、どの範囲や部分に導入していくのかといった点につきましては、今後、教育委員会とも協議・調整をしながら検討していきたいと考えております。以上です。

○海東委員長 染谷委員。

○染谷委員 今までの一般質問等の答弁を聞きますと、教育委員会はあまり指定管理に前向きな答弁はなかったような気がいたしますので、その辺の調整はしていただきたいなと思っております。それじゃ次に行きます。

桑原地区整備推進についてです。今回の議会でほとんど一般質問がなかったのでこの答弁がなかったので、現在の進捗状況をお伺いいたします。

○海東委員長 中村室長。

○中村都市政策推進室長 都市計画課の——都市計画課の中村です。染谷委員の御質疑に答弁いたします。少しちょっとお時間を頂戴いたしまして、桑原開発の概要から御説明をさせていただければと考えております。桑原地区の開発計画は、約67ヘクタールの市街化調整区域を市街化区域に編入し、土地区画整理事業で土地造成を行い、大規模な商業業務拠点の整備を目指すものでございます。現在、桑原地区の地元地権者で構成する土地区画整理準備組合と取手市、そして事業協力者であるイオンモール株式会社、イオンタウン株式会社共同事業体の3者協働により事業化に向けた検討を進めております。

想定スケジュールといたしましては、令和6年度の組合設立と令和7年度の換地設計完了後に速やかに造成工事へ着手することを目標としておりますが、関係機関協議や地権者の合意形成状況によっては変更となる場合がございます。

そして、区画整理事業の進捗状況でございます。桑原地区の開発計画については、区画整理事業の協議検討業務と、市街化区域編入に向けた農林協議などの都市計画協議の、大きく分けて2つの内容で進めております。区画整理事業に関しては準備組合が主体となって進めるため、調査設計や——調査設計費や合意形成などに対して市から助成金を交付しております。令和5年度は、前年度に作成した基本設計——区画整理の基本設計の図面を基に関係機関との協議を行いまして、事業認可申請図書の作成に着手してるところでございます。このうち、交通管理者や道路管理者との道路計画の協議に関しては、交差点改良等の基本方針について御了承が得られ、現在は詳細図面を用いた道路構造や道路排水などの協議を進めているところでございます。またあわせて、本組合設立に向けた地権者の皆様の

合意形成の支援の取組でございますが、事業計画案の精査や本組合の運営ルールとなります定款案の作成を地権者の意向を確認しながら進めております。令和5年度は地権者懇談会を延べ16回、準備組合の調査部会を9回、理事会を7回開催しまして、地権者の皆様の事業に対する理解を深めていただき、合意形成支援を努めているところでございます。

次に、都市計画協議についてでございますが、主なものとしては、区画整理——桑原地区の市街化区域への編入に向けた農林協議がございます。これは市が作成する資料をもとに、茨城県が国に対して、区域編入の規模、位置などの必要性和妥当性を協議するものございまして、国との調整が進められております。国や県との協議の中で多岐にわたる相当な確認事項をいただいておりますので、現在、県や事業協力者と連携をいたしまして、協議資料の修正や作成に取り組み、協議を重ねているという段階でございます。以上です。

○海東委員長 染谷委員。

○染谷委員 概略、大体分かりました。それで、ここ地権者数が170人以上ということなのですが、これがA街区みたいな比率で参加しないと大変なことになるんですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○海東委員長 中村室長。

○中村都市政策推進室長 お答えいたします。現在、地権者数としては172名いらっしゃいます。こちらについては、地権者の皆様に対して土地利用意向調査というのを行っております。その意向調査と併せて、ヒアリングで約9割以上の方からの意向を確認できるところでございます。こちらの皆様はおおむね、その参加については前向きであるというふうに捉えております。以上です。

○海東委員長 染谷委員。

○染谷委員 残りの1割の方は何らかの意思表示してるんでしょうか。

○海東委員長 中村室長。

○中村都市政策推進室長 お答えいたします。参加されてないというわけではなくて、まだ検討中という方もいらっしゃいまして、実際、懇談会を重ねて——回数重ねておりますが、そちらのほうにも来ていただいて建設的な御意見をいただいております。ただ、数値的なものといえますか、賃料の話であったりとか、そういった経済条件については今後検討していくこととなりますので、それらが整理されてから具体的な参加方法を決めていきたいというふうにおっしゃってました。

○海東委員長 染谷委員。

○染谷委員 今までのお話をお伺いいたしますと、令和7年度中に着工ということを目指しているんですが、この目標がまた先にずれるようなことはあるんでしょうか。

○海東委員長 中村室長。

○中村都市政策推進室長 令和5年度は、前年度に比較してかなりの回数を重ねて懇談会を実施してございました。地権者の皆様の御理解は徐々に深まっていると感じております。この想定スケジュールに合わせて事業が進められるように取り組んでまいります。

○海東委員長 染谷委員。

○染谷委員 そういふことで頑張ってもらいたいんですけど、この後、細谷委員も質疑ござい

ますので、この辺でやめておきます。以上です。

○海東委員長 次に、赤羽委員。

○赤羽委員 藤代駅北口の階段についてお伺いさせていただきます。市民の方からいろいろ意見が出まして、まずステップの奥行きが狭いというお話が出ました。高齢者の方なんかもつまずきやすい。通常の階段とちょっと違ってらんで、何かリズムが合わなくて、つまずきやすいという意見が出ました。私もこの階段については建設の経緯を十分承知しております。たしか駅前広場が足りなくて、ああいうステップの、奥行きの狭いステップの階段になってしまったというような記憶あるんですが、その辺をもう一度ご説明いただけますでしょうか。

○海東委員長 飯竹課長。

○飯竹管理課長 管理課、飯竹です。お答えさせていただきます。御指摘いただきました新設階段——こちら平成30年に整備しました新設階段につきましては、国が示しておりますバリアフリー基準に沿いまして、踏み幅や蹴上げの高さを整備しておりますが、御指摘いただきましたとおり、既設の階段と比較いたしますと、踏み幅、ステップ幅が狭い状態となっております。仮に御指摘いただきましたように、既設の階段と同様に広い踏み幅にて新設階段を整備いたしますと、階段延長が延びてしまいまして、交通広場内における階段を使用する面積、また階段桁下などの面積が増加いたしまして、歩道部などで活用できる面積が減少してしまうことから、現在の新設階段の形状にて整備を行った経緯がございます。以上です。

○海東委員長 赤羽委員。

○赤羽委員 あそこの工事にはJRとの関係がありまして、JRの工事車両の通過する場所を確保しなきゃいけないということで、平らなところが出てしまったと。その関係であの形にせざるを得なかったということは十分承知しております。これはもうやむを得ないことなんですけど、ただ、この2番のほうに移りますけども、ステップが見にくいというお話があります。これは2種——ちょっと白っぽいタイルとそれからグレーのタイルとが2色で——2色のタイルで舗装されてるんですが、下から見るとその2色が見えるんですが、上から見ると白い部分は全部隠れてしまってグレー1色になってしまう。視認性が非常に悪いというお話が出ております。私も実際に行ってみたんですが、特に背のちょっと小さい——低い人から見ると、階段にステップが隠れてしまうような構造になってました。ですから、せめてあそこに視認性のいいステップのコーナーみたいなものをつけて注意を喚起できないかと思うんですが、いかがでございましょうか。

○海東委員長 山田補佐——山田副参事。

○山田管理課副参事 管理課、山田です。御質疑にお答えします。御指摘のとおり新設階段のステップ部分については、タイルを2色で——2色のタイルを利用しまして階段と認識できるように整備を行ってます。しかしながら、駅改札から新設階段を使用し交通広場におられる際、階段の勾配によって1色に見えるなど、認識しづらい現象が生じているものと思われまます。委員から御指摘いただいたとおり、安全性の向上のため、容易に段差などが認識できるよう色つきの滑り止めテープを設置するなど、安全対策を検討してまいりた

いと考えております。以上です。

○海東委員長 赤羽委員。

○赤羽委員 よろしく願いいたします。以上でございます。

○海東委員長 次に、細谷委員。

○細谷委員 桑原開発で、染谷議員——委員の答弁とダブらない範囲でお願いできればと思います。まず開業までの課題、そして課題が——元の問題と達成時期、これを明らかにしていただきたいと思います。

○海東委員長 中村室長。

○中村都市政策推進室長 都市計画課の中村です。細谷委員の御質疑に御答弁いたします。開業前の課題とおっしゃいますが——質疑についてですが。現在、都市計画決定の業務と区画整理事業の事業認可に向けた業務、それぞれ並行して進めているところでございます。こちらのほうなんです、市街化区域の編入をはじめとした都市計画決定を行いまして地権者の合意形成を行っていく中で、この2つをしっかりと進めていくことが課題かなと考えております。以上です。

○海東委員長 細谷委員。

○細谷委員 あともう一つはそちらと地権者のほうなんですけども、この地権者の同意を得るためには何が必要だと考えるか、お聞きしたいと思います。

○海東委員長 中村室長。

○中村都市政策推進室長 お答えいたします。区画整理事業のこの組合設立に向けた本同意をいただくためには、地権者一人一人の事業後にどのような土地利用を図っていくのか——行っていくのかといったことが選択できるように、事業に対する御理解と納得感を深めていくことがまずは大切じゃないかと考えております。今年度は地権者懇談会を頻回に開催いたしましたので、事業の仕組みの理解を深め合意形成を図ってきたという経緯がございます。令和6年度も引き続き、地権者懇談会を開催いたしまして、地権者の合意形成を支援していきたいと考えております。

○海東委員長 細谷委員。

○細谷委員 ここの問題だけ申し上げておきますと、地権者は多くが農家なんですけども、しかし農家じゃなくて土地利用を進めてる人たちもいます。ここが非常に私は大きな課題かなと思ってらんです。桑原交差点、もう自動車がたくさん並んでます。ここ、動いてもらわなくちゃいけない。あるいは警察・消防あります。それにJAの駐車場、こういう土地利用を図ってるところがあって、もうそれなりに収益を上げているところがあるんです。これは恐らく事業協力者が提案した条件よりもいいはずですよ。この辺、大きな課題があるということだけ申し上げておきたいと思います。

続いて、取手駅西口、ほぼ染谷委員の質疑で明らかになったんですけども、私は今日までに一体的利用ができなくなったということで、大きな問題が出てきちゃったなというふうに思ってるんです。それは先ほど議論した擁壁なんですけども、擁壁を造るということは、A街区に建物を造って、こっちに道路があって、その間に溝ができるということなんです。これは、道路と接道してる建物なのに、なぜ溝を造るのか、こんなのはあり得な

いんですよ。ですから、当初A街区の開発はもう擁壁——建物が擁壁代わりになるということで極めて効率的にいったはずなんです。それができなかったがゆえに今回1億3,000万円の擁壁工事をやらざるを得なくなってしまったと。これは開発が区画整理と同時並行的に進んでいけば、こんな工事はなくて済んだんです。ただ、私たちも早く区画整理終結させろと言ってますから、終結させるためには、現段階ではこの工事やらなくちゃならないというのは理解できますけれども、この一体的利用ができなかったがゆえに、市も損失だし、そして地権者のほうも損失だし、そして西口にふさわしい建物ができることを期待してる市民にとっても損失。で、これ、12名の地権者、この加わらなかった人たちそれぞれの思いがあって、今のような状況になったというお話をお聞きしました。これを、もはや8名で都市計画決定に向けて決議をされたということなんですけれども、しかし、私はもう一回、振り返る必要があるんじゃないか。つまり、みんながプラスになる——20名全員が喜んでもらえるような計画を改めてつくる必要があるんじゃないかと思うんですけども、その点についてお聞きしたいと思います。一番最後の4番目ということになります。

○海東委員長 浅野部長。

○浅野都市整備部長 お答えさせていただきます。このA街区における市街地再開発事業でございますけれども、地権者の皆さんが主体となって準備組合を結成し、事業化に向けて準備作業を自主的に進めているものでございます。組合施行の再開発事業は、あくまでも地権者の皆さんの有効な土地利用を促進したいという意向によって、地権者主体で進められるものでございます。そのため、再開発事業に参加するか否かは、最終的には個々の地権者の方々の意向によることとなりますので、御自分の土地を御自身で個別利用したいという理由によって不参加の意向を示された地権者の判断に関しましては、重く尊重すべきであると考えております。確かに、A街区全体で一体的に再開発事業が実現することが最も望ましい形だとは思いますが、地権者の意向を尊重する観点から、不参加の意向を示された地権者に対して、今後、準備組合や市が再度働きかけて、事業への参加を促すということは考えてはございません。市としましては引き続き、地権者の皆さんの意向を尊重し、早期の事業化に向けた作業を準備組合や事業協力者と一体となって積極的に進めてまいりたいと、このように考えてございます。

○海東委員長 細谷委員。

○細谷委員 私たちも、住民の意向・気持ち・要望を聴いて議会活動をするのは我々の役目ですから、私も地権者の皆さんのお話を聴いていきたいと思っております。もう一つのハードルは、図書館というのがあります。これも……

[永井議会事務局係長ベルを1回鳴らす]

○細谷委員 (続) 住民の合意を得なければ成立しない話ですから、この大きなハードルも残っていると——幾つか残ってますので、いろいろまた変化が出てくるかと思っております。また御提起させていただきたいと思いますが、ただ、みんな期待はしてる。桑原もそうなんです。この西口も本当に期待は、いいものをつくってほしいという期待はありますんで、そういう方向を同じくして取り組んでいきたいということを申し添えて終わりたいと

思います。以上です。

○海東委員長 最後に、石井委員。

○石井委員 よろしくお願ひいたします。まず最初に、小林住宅の排水についてということで、この——この事業に対しては私が議員になってからずっと取り組んでいる整備事業なんですけども、今年——今回、予算委員会にも入ってないのでこちらで質疑させていただきます。令和5年度には予算をつけていただいて、設計から始まり、今年度も予算——令和6年度にも予算づけがされておりますが、進捗状況などお伺ひいたします。

○海東委員長 柳補佐。

○柳排水対策課長補佐 排水対策課、柳です。お答えさせていただきます。事業の進捗状況につきましては、今、石井委員のほうからお話あったように、道路詳細設計は今年度発注してございます。もうすぐ完成品のほうが上がってくるような状況となっております。工事につきましては、令和6年度から側溝の入替え及び舗装工事、こちらを実施する予定となっております。令和6年度の施工箇所につきましては、藤代庁舎前の小林住宅へ続く過去に新田踏切が設置されていた道路になりますが、こちらを旧国道6号から約100メートル進んだ位置——こちらが起点になりまして、令和2年度に竣工した工事の施工終点までの道路延長約45メートル、こちらの区間を工事の予定をしております。以上です。

○海東委員長 石井委員。

○石井委員 ありがとうございます。100メートルということなので、まだまだ毎年度、市長には要望をしている事業でもございますので、引き続きしっかり次年度も予算づけしていただければと思います。

では次の質疑に移ります。インターロッキングについてということで、藤代庁舎近くのインターロッキングの改修について、担当課には2月10日でしたっけ——のときに既に要望をしております、改修工事も終わっておりますが、担当課としての要望をいただいからの行動などを教えていただければと思います。

○海東委員長 飯竹課長。

○飯竹管理課長 管理課、飯竹です。お答えさせていただきます。委員ご指摘の歩道につきましては、ちょうど県道の部分の歩道がございまして、茨城県管理の歩道となっております。こちらにつきましては、委員からの御指摘いただきまして、すぐさま茨城県の管轄である竜ヶ崎工事事務所のほうにお話をさせていただきます、同じ同月2月の下旬——27日、28日、29日と3日間におきまして当該箇所の修繕を行ってございます。こちらの歩道につきましては、その歩道の下に埋設物がございまして、その埋設物からインターロッキング部分が陥没をしております、一部ちょっとつまずきやすいような状態になっていたことから、茨城県のほうで修繕を行ったような状態となっております。以上です。

○海東委員長 石井委員。

○石井委員 ありがとうございます。一部つまずきやすい状況じゃなくて、大分つまずきやすい状況になっていたと思います。これ恐らく藤代町時代のときの事業でインターロッキングを入れていて、藤代駅南口においても、やはりインターロッキングが本当がたがたになって改修工事を入れていただいた、要望をかなえていただいたところでもございます

が、このインターロッキングって、本当に普通の道路と違って、かなりこうがたがたしやすと思うんです。どのぐらいの年——年数を、年数がもつ——年数、年数がもつのかお伺いします。

○海東委員長 飯竹課長。

○飯竹管理課長 お答えさせていただきます。インターロッキングを整備して、それがもつ耐用年数というような御質疑かと思うんですけど、なかなか一概に耐用年数ここまでもちますよと、なかなか申し上げにくいところもございまして、やはりその場その場の状況にもよるかと思えます。例えば、近くに植樹帯がございまして、街路樹の根が張ってきて、そういった形でインターロッキングが盛り上がってしまうような現象もございまして。また、こちらの指摘させていただきました場所のように、下に埋設物があると、こういった形でインターロッキングががたついてしまうようなこともございまして、やはり場所によりましてその耐用年数というのは差異が生じてしまうかと思っております。以上です。

○海東委員長 石井委員。

○石井委員 話が戻ってしまうんですけども、藤代庁舎横の伊勢屋さんの横のインターロッキングに関しては、本当に県のほうできれいに整備をされていると思うんですが、ちょっと真っ平らではなくてスロープ状になっているので、恐らく高齢者の方が毎日ウオーキングしている中で、もしかしたらつまずきなどもあると思うので、こちらはしっかり県のほうに、竜ヶ崎工事事務所に要望を引き続き伝えていただきたいのと——いただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○海東委員長 飯竹課長。

○飯竹管理課長 お答えさせていただきます。こちらのところ、インターロッキングの段差等また発見されましたら、改めて茨城県竜ヶ崎工事事務所のほうに、その都度改修の要望のほうはさせていただきます。また新たにそういったところの箇所のご指摘等ございましたら——お話いただきましたら、すぐに竜ヶ崎工事事務所のほうにお伝えさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○海東委員長 石井委員。

○石井委員 ありがとうございます。最後にちょっと、インターロッキングは私が知る限りまだ数か所あると思うんですけども、県道・市道を含めて取手市内には何か所あるのか伺います。

〔「それ、何とも言えない話でしょう」と呼ぶ者あり〕

○海東委員長 山田副参事。

○山田管理課副参事 管理課、山田です。石井委員の御質疑にお答えします。インターロッキングについては、景観的にもとても優れているものがございますので、駅前とかそういう大きな歩道とか、そういうところに結構用いられてるのが現状でございます。具体的な数値はないんですけども、取手駅の東口とか、そういう人の集まる場所とか、そういうところで使われているのが代表的なところではあります。今後、メンテナンス等をしていって、長く使えるようにしていきたいなと思っております。以上です。

○海東委員長 石井委員。

○石井委員 ありがとうございます。要望があれば対応していただけるということですので、引き続きよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○海東委員長 以上で、当委員会の付託議案外の質疑を終わります。

当委員会に付託された市長提出議案の討論に入る前に確認します。議会基本条例第11条第2項に、委員会活動を中心に委員間討議を行うものとするがあります。委員間での自由討議が必要と思われる議案はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○海東委員長 なしと認めます。

討論・採決を行います。——次に、当委員会に付託された市長提出議案の討論・採決を行います。市長提出議案について、討論ある方は挙手願います。反対討論からです。

加増委員。

○加増委員 全部反対でよろしいでしょうか。一括……。

○海東委員長 全部反対でよろしいでしょうか。

○加増委員 全部反対って……。

〔笑う者あり〕

〔「討論のときには反対討論をすれば」と呼ぶ者あり〕

○海東委員長 ではまず討論のほうから。

○加増委員 一括でやるのですか、と聞いたの。

○海東委員長 一括でお願いします。

○加増委員 オーケーね。まず議案第19号の市道路線の変更についてなんですが、先ほども戸頭地域のほうから意見が出されている中で、調整池区域——稲戸井調節池の掘削工事ということで、これまであった道路が変更されるということなんですけども、これは市民にとって——自然を愛する市民にとっても、河川敷に出ていくにも大変不便になるということで、これはどうかなという意見も出されたので、一応これについて、19号のこの戸頭地区についてだけは反対の立場を取ります。

それから24号、西口特会補正予算なんですが、これは2月15日の契約案件その他の繰越しなんですが、そもそも西口開発の区画整理事業についても事業計画が変わるといって、大幅な事業費が膨らむということで、これは反対の立場です。

それから競輪を——28号の競輪なんですが、確かに取手市の重要な財源である——大事な財源であるという話は課長から繰り返されましたけれど、そしてこの予算では4,000万円【「4,000万円」を「6,000万円」に発言訂正】を一般会計へ繰り越すということ——繰り出すということで、それはそれで一つあるんですが、やはり繰り返し言いますが、競輪はギャンブルが主ですので反対をいたします。

それから23——30号、西口特会についても、事業費の膨大な内容も新たに出され、そして今度再開という問題で市民の声は聴きますと、一生懸命、担当課長も答えておりましたが、やはり駅前に一極の集中——税金の集中というのはいかがなものか、地域市民から見ればもっと道路をよくしてほしいとか、そういう声があるのでこれについても反対です。

34号についても、競輪特別会計、反対の立場を取ります。以上です。

○海東委員長 ほかに反対討論の方いらっしゃいますか。じゃあ次、賛成討論。

[発言する者あり]

○海東委員長 そのほかありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○海東委員長 討論なしと認めます。以上で、当委員会に付託された市長提出議案の討論を打ち切ります。

これより当委員会に付託された市長提出議案の採決を行います。採決は挙手によって行います。

議案第15号、取手市営住宅条例の一部を改正する条例について、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○海東委員長 全員賛成です。よって、議案第15号は可決しました。

議案第16号、取手市建築基準条例の一部を改正する条例について、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○海東委員長 全員賛成です。よって、議案第16号は可決しました。

議案第17号、取手市手数料条例の一部を改正する条例について、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○海東委員長 全員賛成です。よって、議案第17号は可決しました。

議案第18号、市道路線の認定について、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○海東委員長 全員賛成です。よって、議案第18号は可決しました。

議案第19号、市道路線の変更について、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○海東委員長 賛成多数です。よって、議案第19号は可決しました。

議案第20号、市道路線の廃止について、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○海東委員長 全員賛成です。よって、議案第20号は可決しました。

議案第23号、令和5年度取手市一般会計補正予算（第12号）（所管事項）について、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○海東委員長 全員賛成です。よって、議案第23号のうち、当委員会の所管事項は可決しました。

議案第24号、令和5年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第4号）について、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○海東委員長 賛成多数です。よって、議案第 24 号は可決しました。

議案第 28 号、令和 5 年度取手市競輪事業特別会計補正予算（第 1 号）について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○海東委員長 賛成多数です。よって、議案第 28 号は可決しました。

議案第 30 号、令和 6 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○海東委員長 賛成多数です。よって、議案第 30 号は可決しました。

議案第 34 号、令和 6 年度取手市競輪事業特別会計予算について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○海東委員長 賛成多数です。よって、議案第 34 号は可決しました。

以上で、当委員会に付託された市長提出議案の審査は全て終了しました。これで、当委員会に付託された案件の審査は全て終了しました。執行部の皆様、お疲れさまでした。退席していただいて結構です。ありがとうございました。委員はこのまま残っていただき協議を行います。

休憩します。

午前 11 時 50 分休憩

午後 0 時 22 分開議

○海東委員長 それでは再開します。

ここで、加増委員より発言を求められていますので、これを許します。

加増委員。

○加増委員 すみません。先ほど、議案第 28 号の競輪事業の反対討論の中で、令和 5 年の中で予算では 4,000 万円の一般会計への繰り出しということ私言ったんですが、これは 6,000 万円ということで訂正いたします。

○海東委員長 委員長はこれを許可します。

続いて、令和 5 年度第 2 回市民との意見交換会時の御意見・御要望について、建設経済常任委員会としての回答についての協議を行います。本件につきましては、前任期の委員会において調査し取りまとめを行いました。取りまとめて引き継がれた調査結果をサイドブックに掲載しております。先ほどの休憩中、サイドブックに掲載した表につきまして文言等の確認をし、特に修正がないことを確認しました。

お諮りします。令和 5 年度第 2 回市民との意見交換会時の御意見・御要望について、サイドブックに掲載した表を基本とし、内容は委員長に御一任いただき、調査経過を中間報告としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○海東委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

それでは、その他として委員の皆さんから何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○海東委員長 ないようですので、私から御提案させていただきます。先ほどの休憩中の決定内容の御提案をお願いしたいと思います。建設経済常任委員会としまして、向こう2年間の重点的調査をするテーマを先ほど休憩中に話し合いをさせていただきました。その話し合いの中で、西口開発をメインとしました駅前のにぎわい創出ということでお話をさせていただきました。私からの提案について、御意見はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○海東委員長 なしと認めます。

それでは、お諮りします。今期の建設経済常任委員会で重点的に調査をしていくテーマ、駅前のにぎわい創出、西口開発をメインとした形で、こちらのほうを調査研究をしていくということに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○海東委員長 異議なしと認め、そのように決定いたします。

それではお諮りします。先ほど決定したテーマを調査するために、土浦市に先進地視察の申込みをすることに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○海東委員長 異議なしと認め、そのように決定いたします。相手方への申込みはこれから行いますので、受入れの可否が分かりましたら、後日皆様にお知らせしたいと思います。以上で、本委員会の全ての日程が終了しました。

これで、建設経済常任委員会を閉会します。

午後 0時 25 分散会

取手市議会委員会条例第31条第1項の規定により署名又は押印する。

建設経済常任委員会委員長
